



マイナポータルからオンラインで 転出届を提出できるようになりました

2月6日から、転出届についてマイナポータルを通じたオンラインでの届出が可能になります。このサービスを利用すると、転出にあたり東秩父村役場への来庁が原則不要になります。電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方がご利用いただけます。ご自身単身での引越しの他、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の方の引越しでも利用可能です。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続きが必要です。

モルック体験教室開催要項

日時	3月11日(土) 午前9時～11時 ※約2時間を予定しています。
会場	コミュニティセンター「やまなみ」 大ホール
参加資格	東秩父村在住、在勤者または出身者
参加費	無料
持ち物	運動に適した服装、マスク、タオル、飲み物等
募集期間	2月1日(水)～3月3日(金)
申込場所	申込書に必要事項を記入のうえ、東秩父村教育委員会に申し込んでください。
申込用紙	全戸配布します。教育委員会事務局にも申込用紙をご用意しております。
主催	教育委員会事務局
共済	スポーツ推進委員会

マイナンバーカード休日申請/ 交付の実施について(完全予約制)

開庁日	2月5日(日)・18日(土)
開庁時間	午前8時30分～午後5時15分まで
場所	東秩父村役場 住民福祉課窓口
内容	マイナンバーカードの申請または交付
持ち物	通知カード、本人確認書類(免許証、パスポート等)

※上記2点の他に下記の書類をお持ちください。
【申請の場合】個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行/更新申請書
(お持ちでない方は役場で再発行可能です。)
【交付の場合】個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書(はがき)
事前に予約の電話をお願いします。
予約・問合せ先 住民福祉課 戸籍担当
☎82-1226

地域づくり事業が令和5年度から変わります

令和5年度より、地域活動の活性化を図りよりよいまちづくりを推進するため、『東秩父村協働のまちづくり事業』を開始します。

この制度は、地域の活性化や課題解決を目的に取り組む事業で、村民の自主的な参加によって行われる事業に対して補助金を交付するものです。

これまでは、各大字単位に設立された団体のみを対象としておりましたが、新たな制度では5名以上で組織される団体の方でも申請が可能となります。詳しい申請方法や対象者の要件については、村ホームページをご覧ください。か企画財政課までお問い合わせください。

皆さまからの申請をお待ちしています。

●補助対象者

村内に在住または在勤する5名以上で組織し、以下の要件を満たしている団体

- ①団体の組織および運営を定めた規約または会則を有していること
- ②団体口座を有していること
- ③年度毎の会計報告を行っている団体であること

●補助対象事業

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| ・地域の伝統、文化の保存・活用を図る事業 | ・安心、安全な地域づくりを図る事業 |
| ・地域の自然環境保全、景観づくりを図る事業 | ・青少年の健全育成を図る事業 |
| ・地域の福祉、健康づくりを図る事業 | ・地域の特性を生かした事業 |
| ・地域の垣根を越える取組を行う事業 | ・その他地域の活性化に必要と認められる事業 |

●手続き

①企画財政課窓口へ必要書類を提出(受付期間:2月1日(水)～28日(火))

②申請内容を審査し、応募者多数の場合は別途選考を行います。

●問合せ 企画財政課 ☎82-1254

本事業は、令和5年度当初予算が村議会にて可決した場合に実施します。